第6期第4回食育推進評価専門委員会

○服部座長 それでは、お時間になりましたので、早速でございますけれども、始めさせていただきます。小島委員は、急遽、欠席ということになりました。

それでは、ただいまから第6期第4回食育推進評価専門委員会を開催いたします。本日はお忙しいところ、御参集いただきまして本当にありがとうございます。座長を務めさせていただく服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

○大隈参事官(農林水産省) 参事官の大隈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料でございますが、議事次第にございますように本日は資料1から10まで、枝番もついておりますので17種類の資料がございます。それから、参考資料として1、2、3がございます。また、資料の番号はついておりませんが、机上に4種類の資料を配付させていただいております。文科省からの資料、小松委員からの資料、長島委員からの資料、滝村委員からの資料です。また、参照用の資料といたしまして、平成28年度食育推進施策(食育白書)もお配りさせていただいております。

配付資料に不足がございましたら、会議の途中でももちろん結構ですので、事務局の者 に声をおかけいただければと思います。

以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。

マスコミの皆様、カメラ撮り等はここまででお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題、(1)第3次食育推進基本計画の重点課題「多様な暮らしに対応した食育の推進」について、同じく重点課題(2)「健康寿命の延伸につながる食育の推進」について、フォローアップをお願いいたします。審議に入ります前に、本日の配付資料につきまして、事務局よりご確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは、本日の配付資料に関しまして、資料1から10、参考資料1から3ということで、議題1、多様な暮らしに対応した食育の推進についてということで始めたいと思います。それでは、議事に入りますので、議題1、多様な暮らしに対応した食育の推進のフォローアップについて、事務局から資料1及び資料2の説明をお願いいたします。

○大隈参事官(農林水産省) それでは、事務局からまず資料1-1、目標値の関係でございますが、説明させていただきます。

まず、本日の会議の前半は、重点課題1の「多様な暮らしに対応した食育の推進」でございまして、この重点課題に関します目標は三つございます。まず、「②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数」でございますけれども、順調に目標に向かって進捗をしております。また、「③地域等で共食したいと思う人が共食する割合」、それから、「⑥中学校における学校給食実施率」、この二つの目標につきましては、最新の数字が目標値を上回る数字になっています。

続きまして資料1-2、これは各重点課題につきまして委員の先生方から御提出いただきました「視点・ポイント」について書いております。「多様な暮らしに対応した食育の推進」に関しては八つのポイントをいただいています。御議論の御参考です。

それから資料2-1、これは本重点課題に関して各省で実施しております11の施策を一覧化したものです。11の施策につきまして、後ほど資料2-2で各省庁から詳細に説明をさせていただきます。

資料2-3につきましては、本重点課題に関します三つの目標と、それから、今、申し上げました11の施策のうちの関連する施策を並べているものです。施策の効果を、その目標値に向かった進捗状況などで把握していただければと考えております。今、御説明いたしました資料を基礎資料とさせていただきまして、この次に各省から少し細かな説明をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、主な関係省庁よりそれぞれ3分程度、第3次計画策定を受けて、より重点 化した施策や、今後、重点化しようとしている施策等について説明をお願いしたいと思い ます。まず、文部科学省よりお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○濱部室長補佐(文部科学省) 失礼します。文部科学省家庭教育支援室で室長補佐をしております濱部と申します。

まず、資料2-2の5ページをおめくりいただければと思います。家庭食育という項目で5ページに、早寝早起き朝ごはん国民運動を含めた生活習慣づくり、そして、6ページに家庭教育支援の充実の取組を記載させていただいております。

まず、資料の5ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。子供の基本的な生活習慣

を育成し、生活リズムの向上を図るために、学校、家庭、地域、企業、民間団体等の協力 を得ながら早寝早起き朝ごはん国民運動を推進しておりまして、全国的な普及啓発を実施 しているところでございます。

この取組の実績を御確認いただきますと、平成28年度に、早寝早起き朝ごはん運動の中で優れた63の活動に対して文部科学大臣表彰を実施しております。これは平成24年度より、隔年で実施しているところでございます。また、生活習慣の関係ですと、中高生の睡眠習慣等も含めて課題があるということで、中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業を、28年度は八つの地方公共団体で、29年度は三つの地方公共団体で実施しているところでございます。

29年度は、新規の取組として早寝早起き朝ごはん国民運動について、地域が一丸となって取組を推進するためのフォーラム事業や、特に中学生の基本的な生活習慣の維持向上、定着を図るための調査研究として推進校事業を実施しているところでございます。これらの取組については、平成30年度も引き続き実施することにしております。

6ページ、家庭教育支援の充実でございますが、地域における家庭教育支援の取組の中で、保護者に対する学習機会を文部科学省の補助事業において支援しております。その取組の一つとして、食育に関する内容も支援させていただいているところでございます。また、家庭教育手帳、今、これは紙で印刷はしていないのですが、文部科学省のホームページに掲載しておりまして、「一日のスタートは朝食から」などのテーマで、食育に関する内容も掲載しております。

取組の実績の28年度を御覧いただきますと、全国家庭教育支援研究協議会を実施しております。28年度は「家庭教育と食」と題したトークセッションにおいて、座長の服部先生をお招きしまして、家庭における食育や食をきっかけとした生活体験の重要性を御議論いただいたところでございます。29年度以降も文部科学省の補助事業などにおいて、生活習慣や食育も講座のテーマの一つとして支援しているところでございます。

○三谷課長(文部科学省) 続きまして、健康教育・食育課でございます。

お手元の資料の7ページにございますように、給食の施設整備についてでございます。 先ほど大隈参事官のほうからも御紹介いただきましたように、公立中学校におきましては 完全給食実施率が90.2%ということで、目標値を達成できたということでございます。29 年度、30年度につきましても、引き続き必要な予算要求等々を行っておりまして、衛生管 理の充実強化、それから、学校給食の実施というようなところで、そこに記載のとおりの 額を要求しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省よりお願いしたいと思います。3分間程度でお願いします。

○清野室長(厚生労働省) 資料 2-2 をお手元にご準備いただきまして、ページのほうは 9 ページからが厚生労働省の部分になります。

厚生労働省では、第2次健やか親子21としていうことで、平成27年から、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指しすということで、国民運動のほうを行っております。こちらの国民運動は、母子保健分野の国民運動ですという形になっております。この中で、ウエブサイトやですとか、SNSなどを用いまして、母子保健ですとか、健康づくりに関する情報の発信や、あるいは取り組みのデータベース、こういったものの充実を図ってきて手いるところでございます。

ページのほうをおめくりいただきまして、10ページでございます。平成27年度乳幼児栄養調査結果の公表についてはということで、授乳離乳の支援、あるいは乳幼児の食生活改善のための基礎資料を得ることを目的といたしまして、10年に1回、乳幼児栄養調査のほうを実施しております。授乳離乳の支援、あるいは乳幼児の食生活改善のための基礎資料を得ることを目的といたしまして、乳幼児栄養調査のほうを実施しております。平成27年度に実施いたしまして、28年度に結果のほうを公表し、啓発のほうを行っております。この調査の結果からは、社会経済的要因によって、子どもの食べ物の摂取に差が見られることなどを発表しております。地方公共団体において、引き続き多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスが展開されるように、取り組みのほうを促しているところでございます。

続きまして11ページですけれども、子どもの生活・学習支援事業としてということで、 放課後児童やクラブ等ですとか、そういったところの終了後にひとり親家庭の子どもに対 して悩みの相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得の支援、学習支援というものを行っ ております。その中で食事の提供ということで、食事の提供を行い、そのう場合には食育 にも配慮するようにということで、通知のほうを出しているところです。こういったひと り親家庭の子どもの生活向上を図るものとしてというところで、自治体のほうに対しまし て取り組みの支援を行っているところです。 以上でございます。

- ○服部座長 ありがとうございました。 続きまして、農林水産省よりお願いします。
- ○大隈参事官(農林水産省) それでは、農林水産省でございます。

資料2-2の13ページを御覧いただければと思います。「子供食堂と連携した地域における食育の推進」でございますが、御承知のとおり、子供たちに地域で共食する機会を提供している子供食堂の取組でございますけれども、これにつきまして平成28年度には食育白書で情報提供などを行っております。また、本年度は農林水産省のホームページで関連する自治体の取組や国の施策について情報提供を行っているところです。また、後で資料3でご説明いたしますが、子供食堂が地域と連携して行っている食育の推進について好事例集を作成、公表することとしています。また、来年度もそういったものをもとに、情報提供を引き続き続けていきたいと考えています。

それから、14ページですけれども、食育月間の関係でございます。平成28年度から、第 3次食育推進基本計画を踏まえまして、食育月間の実施要綱に「地域や所属するコミュニ ティを通じた共食の機会の提供」を明記いたしまして実施しております。

また、15ページのほうでは食育活動表彰の関係でございますけれども、こちらも今年度 6月の全国大会におきまして、多様な暮らしに対応した食育を推進する活動に関する表彰 なども行いまして、情報発信を行っているところです。

○西課長(農林水産省) 農林水産省食料産業局で食文化・市場開拓課長を務めております西と申します。食文化・市場開拓課におきましては、第3次食育推進基本計画の目標のうち食文化の継承など、当省、農林水産省関連の目標の達成に向けまして、地域の関係者の皆様の活動を支援しております。

その中で、お手元の資料16ページ「地域における共食の場における食育活動の支援」でございます。平成29年度は地域の魅力再発見食育推進事業という事業でございます。こちらは、先ほど申し上げました農林水産省関係の目標達成に向けた地域の関係者の皆様の御活動、地域の食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供等々の取組を支援させていただく予算措置でございますが、その中で地域における共食の場における食育活動の支援をいたしております。

例えば取組の実績を御覧いただきますと、地場農産物を使ったメニューを提供する共食の開催ですとか、栄養バランスに配慮した食生活の実践に向けた情報を提供する共食の場

など、各地域の皆様方に取り組んでいただく共食の場の提供、その場における食育活動の 推進を支援させていただいております。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、事務局より資料3、子供食堂と連携した地域における食育の推進活動事例 集の作成について説明お願いいたします。大隅参事官、よろしくお願いします。

○大隈参事官(農林水産省) 今回の「多様な暮らしに対応した食育の推進」という重点 課題の関連ということで資料3を御用意しております。

食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、多様な暮らしに対応した共食の機会を提供する取組として、全国において子供食堂が増加しています。また、子供食堂の活動の中では多様な団体が担い手となり、地域の関係者と連携しながら、食育も含めたさまざまな取組が行われています。こういう動きを踏まえまして、有識者から成ります委員会を開催いたしまして、アンケート調査などを行い、実態を把握しまして、子供食堂と地域とが連携して食育に取り組んでいる事例集を作成し、その普及啓発を行うということを考えています。

委員には、富澤委員にも入っていただいております。また、スケジュールとしまして、 年度内に事例集の作成・公表を目指しておりまして、また、2月半ばにはセミナーも開催 したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、資料3別紙ということで子供食堂の食育活動についてアンケート調査を実施いたしましたので、結果の一部分を御紹介させていただきます。

資料3別紙の1ページの下半分でございますけれども、調査の概要ということで、全国の子供食堂の運営者の方に対しまして、今年10月から11月、インターネットで調査を行ったところです。結果は、おめくりいただきまして2ページ目の上半分ですけれども、御回答いただいた運営者の方が274人でした。なお、都道府県別の回答者数を見ていただきますと、ばらつきもございますので、これから御説明します結果は、地域的なばらつきということに御留意いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、2ページ目の下でございますけれども、子供食堂が主な活動目的として意識していることは「生活困窮家庭への食事支援」や、「多様な子供たちの地域での居場所づくり」もあるとともに、赤で囲んでおりますが、「子供たちにマナーや食文化、食事や栄養の大切さを伝えること」も「とても意識している」、「どちらかといえば意識している」とい

う子供食堂の運営者の方が7割を超えている状況です。

3ページ目の上半分でございますけれども、提供する食事で意識していることは、「主食・主菜・副菜をそろえている」、「旬の食材を使用している」が7割を超え、「家庭でできる調理法を使用している」という回答が6割を超えています。

3ページの下半分ですけれども、食育活動はどのようなものを行っているかということにつきましては、「子供に対し温かな団らんのある共食の場を提供している」が9割弱、「子供に配膳の手伝いをしてもらっている」という回答が5割を超え、「子供に調理の手伝いをしてもらっている」、「食材の旬や栄養などについて話して聞かせている」という回答が3割を超えています。

次のページ、4ページ目でございますけれども、これは子供食堂の運営者の方に対してどのような地域の機関、団体、個人と連携しているかということを質問した回答ですけれども、連携先として、自治体、社会福祉協議会、地域住民(個人)という回答が多くなっておりますが、また、その中でも食育に関する協力ということでは、自治体、社会福祉協議会、大学ですとか、4ページの下の方になりますが、農林水産畜産関係者(農協、漁協)、あるいは飲食店、地域住民(個人)の方、こういうところと食育について連携をとりながら行っているという調査結果となっております。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、文部科学省より資料4で、早寝早起き朝ごはん全国協議会について説明を お願います。

○濱部室長補佐(文部科学省) それでは、資料4、早寝早起き朝ごはん国民運動の推進 について御説明をさせていただきます。座長の服部先生におかれましては、本協議会の副 会長でいらっしゃいまして、協議会の設立当初より御協力をいただき、取組の応援をいた だいているところでございます。

平成18年度からこの国民運動を行っておりますが、その背景について申し上げます。当時、早寝早起き、朝ごはんを食べるといった基本的生活習慣の乱れは、子供たちの学習意欲ですとか、体力、気力に大きな影響を及ぼすことが要因の一つとして指摘されておりました。こうした家庭における食事ですとか、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一体となり、子供の健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進し

ていくことが重要な課題となっておりました。こうした情勢を受けて、平成18年に100を超える個人や企業、団体などにも御参加をいただき、早寝早起き朝ごはん全国協議会が設立されたところでございます。

資料の1ページの円グラフにもございますとおり、朝食を毎日食べる子供ですとか、7時までに起きる子供が増加するなど、国民運動を通じて生活習慣が改善傾向にあるということでございます。

2ページになります。この協議会は、PTAをはじめ、青少年・スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など幅広い関係団体で構成されております。趣旨、目的にもございますが、地域全体で家庭の教育力を支える社会的気運の醸成を図るために、早寝早起き朝ごはん国民運動を全国展開していただいております。会員は現在、298の企業、団体、個人で組織されておりまして、会長は現在、武蔵学園、学園長の有馬朗人先生でございます。また、アンパンマンで有名な漫画家で絵本作家の故やなせたかし先生より、早寝早起き朝ごはん国民運動のキャラクターを作成いただいておりまして、その親しみやすさから子供たちの人気を集めており、普及啓発活動において重要な役割を担っているところでございます。

3ページは、主な取組の御紹介となります。まず、一つ目は、早寝早起き朝ごはん国民運動を普及するための啓発資料の作成、配布でございます。本日は机上に「にこにこげんきのおまじない」という絵本を配布させていただきました。啓発資料の一つで、全国協議会のホームページで紹介しているとともに、希望者には郵送料の着払いで送付を行っているところでございます。

二つ目として、キャラバン隊事業がございまして、これは全国協議会の事務局ですとか、 ボランティアが着ぐるみを着て全国各地の学校、地域の行事に出向いて、早寝早起き朝ご はんの重要性について説明を行っております。28年度は23カ所で実施しております。

三つ目でございますが、早寝早起き朝ごはん全国フォーラムと総会の実施でございます。 毎年3月、関係者が一堂に会して専門家による講演ですとか、トークセッションを実施して、国民運動の理解を深める取組を行っております。昨年度は、この運動が始まって10周年でございまして、記念のフォーラムが行われております。また、早寝早起き朝ごはんの文部科学大臣表彰の表彰式も、このフォーラムとあわせて開催しているところでございます。

早寝早起き朝ごはん国民運動は、本年度で12年となりました。多くの皆様のご協力を得

て、子供たちの基本的な生活習慣を整えることが学習意欲や体力、気力を高める上で重要 であるという認識が広く定着してきております。一層の充実にこれからも取り組んでまい ります。

○服部座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局より資料5の食育白書、食育関係表彰及び多様な暮らしに対応した食育の推進に関連する取組についてご説明願いたいと思います。お願いします。 〇大隈参事官(農林水産省) それでは、資料5-1をお手元にお願いいたします。こちらは、最近3年間の食育白書で採り上げました本重点課題に関する取組8事例でございます。

例えば1番は、働く女性の健康をサポートするためのメニューの開発、2番、3番、こちらは子供たちを含む共食の機会の促進ということで、子供食堂の取組、5番は、富山県では三世代の同居が多いということで、三世代での共食を進めていくための日本食生活協会の取組、6番は、お父さんが家庭で家族と一緒に共食をすることを推進するための取組、7番は被災地の仮設住宅に住む高齢者が保育園を訪問して、保育園児と一緒に食事を楽しむ取組、8番は、いばらきコープの親子を対象とした地域での共食の取組の推進という事例をあげさせていただいております。

また、資料5-2ですけれども、こちらは農林水産省の食育関係表彰におきまして、多様な暮らしに対応した食育の推進に関する受賞事例を三つ採り上げているところでございます。一つ目は大学生がフードドライブ活動で食品ロス削減の活動をするとともに、食材の有効活用として子供食堂を行うという取組です。また、いばらきコープの関係は先ほど白書でも採り上げた事例です。また、三つ目ですけれども、こちらは小学生が単身の高齢者の方にお赤飯を届けるという取組ということで、この三つが受賞事例です。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、大隈参事官より説明のございました子供食堂と連携した地域における食育の推進活動事例の作成について、作成委員会の委員として御尽力いただいております富澤 委員よりコメントをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○富澤委員 全国学校食育研究会富澤でございます。よろしくお願いいたします。この委員会に参加させていただいて、本当に勉強の機会をいただきましてありがとうございます。 この会に参加して驚いたこと、それは子供食堂が全国レベルで本当に組織化されている ということでした。御紹介にもあったように、こども食堂ネットワークや「広がれ、こども食堂の輪」といった組織が活躍し、活動を続け、さらに連携を広めているということに驚きました。この組織以外にもたくさんの方々が子供食堂を立ち上げているということも知りました。

子供食堂はここ数年で急増しています。それは、地域に住む子供たちの現状に危機を感じた方々が、このままではいけない、子供が安心できる居場所をつくろうと仲間を集い、場所を確保して、食材を集め、知恵を出し合って開設しているからです。そして、家でも家庭でもない第三の居場所として、ぬくもりのある、ほっとできる、自分を表現できる、さらに垣根の低い場所となっていることも知りました。食を通して子供たちが安心できる居場所をと考えている時点で、食育の視点があると私は思っています。皆と一緒に食事をすることこそ、本当に食育の基本だと考えています。

先ほど農林水産省の方からも御説明があったのですが、本当に食育に関しては子供たちに調理、それから、配膳を手伝ってもらったり、食材の旬や栄養について話して聞かせたり、農業や漁業等の体験活動へと広げているところがありました。まさに子供食堂が地域の食育推進を担っていると言ってもいいのではないかという印象を受けました。ただ、難しい面もあることを知りました。それは継続させることでした。

今、農林水産省から説明があったように、短期間ではありますけれども、インターネットによって調査を実施し、270件ほどの回答を得ました。この270件は多いのか、少ないのか、母体数がわからないというところでもありましたが、1カ月という短期間でとにかく調査結果、そして、方向性だけは掴めたと私は思っています。

調査結果から感じたことは、まず、法人化している団体も多かったことです。自治体、社会福祉協議会、農協、フードバンク、民間企業といった連携している団体も数多くありました。でも、多くの子供食堂が抱えている課題としては、運営費の確保、支援者との連携、そして、本当に来てほしいと願っている家庭の子供や親の参加がまだということでした。安心できる居場所を必要とする子供たちは、必要とするときに開催してほしいと思っているはずです。ところが、今回の調査からは1カ月に1回というところが50%でした。2カ月に1回が26%でした。こうした調査結果をもとに、現状の子供食堂の状況をお知らせするばかりではなく、支援者側にもこんなところだったら支援ができるかもしれないといったような資料になってほしいなという思いから、つくっていただくことになっています。

今年度末にはホームページ上に掲載予定と聞いております。行政の方をはじめ、いろいろな支援団体に支援していただけるきっかけになっていただきたいなと思っています。地域における食育の推進がさらに活性化し、子供たちばかりではなく、地域の方々にとっても安心できる居場所が広がってくれればいいなと、この委員会に参加して感じたところでございます。

以上です。

○服部座長 富澤委員、ありがとうございました。 5 分程度でまとめていただきました。 ありがとうございます。

続きまして食生活改善員の活動で、個食の問題を抱える単身世帯の高齢者に対する食育に取り組まれている、上谷委員よりコメントをいただきたいと思います。また、5分程度でございますが、よろしくお願いします。

○上谷委員 ご指名を受けました上谷でございます。

私どもは、高齢者に対しての取組は、平成5年から実は取り組んでまいっております。 平成5年に何があったのかというと、そのころに既に独居老人という言葉が使われまして、 その中でひとりぼっちにさせないということで、近隣の家庭から一皿運動をしようという ことで、3人の御家族の場合は4人分をつくって、お隣の高齢者に持っていこうという運 動を実は始めました。

これは随分遡りますが、皇太子の御成婚を記念して、みんながお祝いをしているのに、独居の人たちだけは寂しい思いをしておいでになるということから、私どもはボランティア団体でございますので、その人たちにも何かお祝いをしようということで、先ほどほかの御報告にもありましたけれども、お赤飯をつくったりしながら、お隣に容器を返さないでいい容器に入れて持っていこうという形で、何年か、それを実行してまいりました。そういう経過の中から、平成10年になりまして在宅介護食というテーマを私どもは取り上げまして、実はそのころにまだ病院のほうで介護食というのは加算得点対象で、一般家庭にはそういう名前は普及していませんでした。

習慣性によるものかどうかわかりませんけれども、日本の中で西日本と東日本を分けますと、比較的東日本、特に東北近辺におけるお家は最後まで親を施設にも病院にも入れないで介護をするという、それが嫁の役目だというのが現実で、今もまだ続いている、そういう状況の中で、お嫁さんはいつ休憩するのだということで、在宅介護食講習会というのを私どもは取り上げて全国で取り組みました。

内容は、余暇タイムの提供というのが一つです。高齢者を見ていらっしゃる人たちに、1時間でも30分でも私がかわりに見てあげますよと、どうぞ、あなたはその間に寝てもいいし、病院やスーパーなどの行きたいところに行ってくださいという時間を提供する、これが一つ。もう一つは、何を食べさせていいかという問題がありまして、私どもはみんなが毎日食べているものを展開食として、展開1、展開2と粒のあるもの、最後にペーストのものということを、まず皆さんがいつもつくっている献立を全部、そういう展開食に変えました。

それを皆さんに普及しましたところ、老人ホーム施設に勤めていらっしゃる調理人の 方々がそのテキストを欲しいという、そういう時代でございました。それを10年余り続け まして、平成19年には低栄養予防教室で、結局、病人にならせない老人をつくっていこう ということにして、なぜ、低栄養というのが騒がれるようになったのかという、この情報 を高齢者に提供していこうということにしたわけです。そこのところで、東大の小川准教 授と連携いたしまして、低栄養とロコモと認知症、この三つのテーマを一つにまとめたも のを冊子につくって、全国会員に普及させている段階でございます。

昨年から、その経過の中で平成10年からやりました在宅介護の内容も随分変わりましたことがありました。実は、店頭に並んでいなかった介護食がこの15年余り、20年余りでしょうか、介護食がスーパー、ドラッグストアに並ぶようになりました。そういう中で、介護で食事を見ている人がいっときの休憩をしようと、そのためにレトルトの介護食を使ったらいいじゃないですかという提案を今度は高齢者にするようにしました。

実は、高齢者が在宅のお弁当とかをとらない理由も色々ありますが、辛抱する理由は何かといいますとお金なんです。そういうことから、今、毎日、食べているものから上手に使う方法はないかという思いが優先します。それから、介護食を買って、その時間だけは自分が楽になったらどうですか、あと、手抜きの時間もあってもいいのですよという指導をするわけですが、そのときにこの品物は幾らですと教えないと絶対に買わないのです。それが高いのか、安いのか、わからないわけですから。

だから、極力、これはこれぐらいで手に入ります、だけれども、使い切りですよとか、 自分で食べてみてくださいね、それで、ちゃんとその人に介護している人も、介護される 側もする側も、そのお味を知って提供する。今、日本介護食品協議会もできまして、いろ んな業者がその中に入っています。表示を上手に見て購入しなさいという指導を現在して おります。 昨年11月でしょうか。農林水産省のほうでスマイルケア食という名で、規定がばらばらになっていたものの基準を決められました。それがまだ十分に浸透していないというのでしょうか、スマイルケア食というものを日本介護食品協議会のほうは、ユニバーサルデザインフードということを自主規格として決めております。そういう中で、こういう内容をしっかりとみんなにお教えして、そして、これから増えるであろう高齢者をいかに低栄養の状態でなく、元気に長寿を全うされるようにやっていけばいいのかなというのが一番のテーマではあるのです。が、寝込んだ人を絶対に看ないといけない、そういう状況になっていくであろうという中で、この情報を皆さんに波及していくということはとても大きなことだと思います。

今年29年度はやさしい在宅介護食というテキストを改訂版としてつくりまして、これが 小川先生とつくった三つのテーマです。それから、これがやさしい在宅介護食といって、 お家のメニューを展開していきましょうというところのまとめの本でございます。このよ うな活動をしてまいっております。

以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

ここまで、御説明等をいただきましたが、御質問、御意見等がございましたら25分くらい、お時間がございますので、マイクをお持ちいたしますので、挙手をしていただだければと思います。

こうやって各省庁の今、行われている食育活動をこの委員会で発表していただいて、我々は10年以上たっておりますけれども、この省庁では何が行われているかというのがわかると、我々の取組としましても、そこにまた、御協力していただいている委員の方もいらっしゃるのではないかと思いますが、ぜひ、お互いに協力して、各省庁にも、食育活動を援助するような形で、これからも進んでいただきたいというふうに思います。本当にいいことだと思いました。こうやって全てが動きとしてわかるのは、すばらしいことだと思います。

いかがでしょうか。御質問等がございましたら、挙手願います。武見先生、どうぞ。 ○武見委員 たくさんの御報告をありがとうございます。

富澤委員にお聞きするのがいいのか、参事官にお聞きするのがいいか、わかりませんが、 先ほどの子供食堂と連携した地域における食育の事例集の中で、継続性が難しいというお 話の中で富澤先生が1カ月に1回が50%とありました。これは活動のほうの回数ですか。 私は何が知りたいかというと、結局、食育ということを考えると一人一人の子供がどのぐらいの頻度で体験できるかということです。単発だけではなかなか定着しないということは、日常の家庭のいろんなことを考えてもありますので、一人の子供が継続性という点で、どういうふうに参加してきているかみたいなことも、この調査の中では把握されているのかどうか、そこが知りたかったです。

- ○大隈参事官(農林水産省) 今、御質問いただきました子供食堂の開催頻度につきましては、子供食堂が月に何回、開催されているかということです。先ほど富澤先生からも御紹介がございましたけれども、これはまだ、速報値の段階で、少し整理が必要でございますけれども、月1回程度が約半分ぐらい、2週間に1回というのが約25%ぐらい、週1~2回というのが1割ぐらい、ほぼ毎日というのは数%という状況でございます。
- ○武見委員 そうすると、参加している子供とか、保護者というか、そちら側のリピータ ーみたいな、要するに繰り返しが大事だと思うのですけれども、そこは把握できていない ということですか。
- ○大隈参事官(農林水産省) そういった質問は特に今回はしておりません。
- ○服部座長 ありがとうございました。

ほかに質問等ないでしょうか。夏目先生が早く退席されるということで、何か御意見が ありましたらお出しください。

○夏目委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私も数点、お伺いしたいなと思っておりまして、まず、一つ目は今、御質問がありました子供食堂と連携した調査事業ですけれども、今回、こういった調査が初めて行われたということは、とても意味のあることだろうというふうに思います。全国でさまざまに子供食堂という名前のもとにこういった事業を実施していても、その規模なり、内容は本当にさまざまであって、なかなか、一括りではくくれないだろうというふうに思います。

もちろん、開催頻度の質問もございましたけれども、1カ月に1回では貧困の子どもたちを救える場にはなかなかなり得なくて、そういう子たちを支援する場は、また別途、考えないといけないのかなというふうに思います。ですから、この調査がどういう形で今度、発表されるかということを私もとても関心を持っているところでございます。御苦労が多い調査だったと思いますけれども、ぜひ、ここから上がってきた課題をさらに充実させる方向で頑張っていただきたいというのが1点でございます。

ほかの話題でもよろしいでしょうか。

二つ目は、早寝早起き朝ごはん国民運動でございます。始まって12年間がたったと、すばらしい取組で、これも12年の成果があって徐々に数字が上がってきた、長期に続けることの継続性というのはとても大事なことだなというふうに思います。12年、つまり、10年を超えましたから、早寝早起き朝ごはん運動も次のステップとして、どこを目指すのかなという段階にきているのではないかなというふうに思います。

私は去年、重点課題への意見を提出するようにと言われたときに、この早寝早起き朝ごはん国民運動はとてもいいことで、成果も上がっているのですけれども、その一方で、多様な暮らしという中では、なかなか、早寝早起き朝ごはんというスタイルを家庭で取り入れることのできない世帯、子供もたくさん出ているという現状があろうかと思います。これは、経済格差と子供の貧困にもつながってくるところもあろうかと思いますけれども、このすばらしい運動を次のステップに結びつけて発展させていくためには、どこに課題があって、どういうふうに進めるべきかということを、そろそろ議論してもいいのではないかなということが感じたところでございます。

それから、もう1点でございます。給食の点でございます。学校給食の点、これも既に目標値を達したということで、とても成果を挙げていらっしゃると思います。先ほどの子供食堂もございましたけれども、なかなか、家庭でもって栄養が十分にとれない家庭がふえているという現状を見ますときに、学校給食というのは非常に役割が大きいわけです。もちろん、そこで食育の果たす役割も大きいわけでございますので、今、小学校では99%、それから、中学校では92%というところまで公立はいっておりますので、ぜひ、100%に早期にいくように行政の御支援をお願いしたいなと思うところでございます。

ありがとうございました。

○服部座長 ありがとうございました。

何か今の御意見等に関して各省庁でよろしいですか。御意見がございますならば。

○濱部室長補佐(文部科学省) 文部科学省でございます。

早寝早起き朝ごはん国民運動について御発言をいただきありがとうございます。まさに 12年が経ち、本日の資料でも掲載している朝食を毎日食べる子供の数が増えていたり、7 時までに起きる子供のパーセンテージが伸びていたりという効果も出ております。

次のステップですが、この国民運動を各地域で定着していく途上であるとも考えておりまして、フォーラム事業などを通して新しく全国的に普及をしていきたいと考えておりま

す。また、子供の睡眠時間、朝食を食べるという状況や、大人の在宅時間、企業がワーク ライフバランスにどのように取組でいるかという相関関係等は、エビデンスをとっていき たいと考えておりまして、来年度以降の予算要求でも、調査研究を文部科学省でも進めて いきたいと考えているところでございます。引き続き、推進をしてまいりたいと考えてお ります。

- ○服部座長 ありがとうございました。 それでは、どなたか。どうぞ、小松委員。
- ○小松委員 ありがとうございます。日本栄養士会の小松でございます。

私も、子供食堂のことで一つお話しさせて頂きたんですけれども、子供食堂というのは、 もともと、本当にいわゆる民間の方から自発的にスタートしていると思います。それをこ ういうところで国が取り上げているということになりますと、それなりにきちっとしたも のになっていく必要がると思います。それで、特にほぼ毎日、特定の個人に対して食事を 提供するという仕組みは、いわゆる給食になると思います。

それで、給食になった場合には、それなりの給食の運営のノウハウが必要になってきます。栄養面はもちろんですけれども、衛生面がきちっとできていないと、何らかのトラブルが発生した場合に、こういう動きに水を差すことになりかねないと思うんです。非常に大事な活動だと思うので、そういった意味で、将来的には栄養士に相談できるような仕組みをガイドライン的にも考えていただければありがたいなというふうに思っています。

それから、中学校の給食の件ですけれども、90%以上になったということで、もともと、87%ぐらいだったですかね、増えてきたというのは非常に喜ばしいことだと思うんですけれども、一つ質問させていただきたいのは、これは各地域の教育委員会でやるか、やらないかというのを決めていきますよね。ということは、地域的なむらがまだあるのかどうかということと、給食はただ単に食べさせたらいいのではないと思います。業者さんに弁当みたいな形で全員同じ量を出しているところもあると思いますが、個人差、例えば運動クラブに入っている子もおれば、いつもじっとしている子もいます。小さい子もおれば、大きな子もいるわけですから、そういう人たちが自由に食べる量をコントロールできるのかどうか、そこら辺は今のところ、どのようになっているのか、お伺いしたいなと思っています。

- ○服部座長 よろしくどうぞ。
- ○岩本審議官(農林水産省) 子供食堂の関係でありがとうございました。

これにつきましてはさまざまな角度から考えてきたのでございますけれども、子供食堂自身が自発的な善意に基づいて運営されて、これだけ広がってきたということを充分考慮し、尊重した上で、子供食堂と連携した地域における食育を推進してまいりたいと考えています。地域における食育の推進という観点から子供食堂と行政や地域の関係者が連携していろんなことを進められたらいいなと思っています。

子供食堂は現に共食の機会や、食育につながる体験ができる機会を提供している。行政とか、地域の関係者の間で地域における食育をどう進めていくのか、どういうセクターがどういう役割を果たしたらいいのかということを考えたときに、例えば自治体自身が直営で進めるものもあるでしょうし、あるいはNPOなど、民間で運営されている子供食堂と連携していくことも考えられます。そういうところでうまく子供食堂が自分自身で考えていらっしゃることと、それから、行政とか、地域が考えていらっしゃることがうまくマッチングすればよいと思っています。

子供食堂は、例えば月に2回とか、月に1回とか、週に2回とか1回とか運営されているわけでございますが、現状の機能としては、共食ってこんなものだとか、食事ってこんなに楽しいものだとか、みんなで食べるということはこういうものだとか、いろんなことを学べたり、体験したりする場になっているわけです。そうではなく例えば毎日、貧困対策としてどこかで食事を施すというのであれば福祉の世界のほうで、その方策を考えていただいたらよいのではないかと思っています。

それから、栄養面については、規制的なものではなくて、参考情報的なものを厚労省等関係方面にも御協力いただいてうまく提供できたらいいなと考えています。確かに子供食堂の関係者に話を聞きますと、実際、栄養面についてアドバイスを受けたり、情報が欲しいという御希望もありますから、そこにうまくこたえていく形で全体を底上げしていくなり、衛生面についても最低限知っておくべき点を情報提供し、うまく厚労省の衛生部局とも相談しながら、どんな形で自治体に御指導いただいたらいいか、考えていきたいと思っています。以上です。

○小松委員 ありがとうございます。

決して規制をつくれという意味ではなくて、ぜひ、こういう自発的な活動が活発になればいいと思うんですけれども、そのときにさっき言ったガイドライン的なものとか、あるいは協力する仕組みというか、そういったものがしっかりできてくるということが大事じゃないかなと思っています。

- ○服部座長 どうぞ。
- ○三谷課長(文部科学省) 学校給食について2点ほどお尋ねいただきまして、まず、地域差の話でございますけれども、正直、あります。特に中学校につきましては、特に人口急増地域であったようなところ、大都市の中で、校舎の整備を優先したというようなことがありまして、そういったような地域については若干、遅れているというところがございます。ただ、そういったようなところにおいても、先ほど御説明したような補助金等々でも私たちは働きかけをしておりまして、それによって整備が進んできているというところでございます。

それから、栄養の問題というか、食の問題のコントロール、そういったような個人ごとのコントロールという話なんですが、学校給食の場合は、具体的には各発達段階に応じて、小学校の低学年、中学年、高学年、中学校というような形で、大体1回の給食でこれぐらいの栄養素をそれぞれとってくださいという基準を出しています。この基準の定め方は、大体、全国的に調査を実施いたしまして、休日と、それから、平日の1日、どんなような栄養をとっているのかというのを御家庭にも御協力いただいて拾います。そういったものの中から平均値を見て、あと、厚生労働省さんが示していらっしゃる1日の摂取基準との関係で、これは多過ぎるとか、これは足りないとかいうような形で、大体1日、3分の1程度をとれるようなところをベースに決定しています。

ですので、若干、今、お話いただいような個人ごとのコントロール、少な目にとか、多目にという部分は、少な目の子供が出てくると、必要に応じて可能な子供が食べているという場合がございます。レギュレーションとしては全員、同じものをということで、何か活動に応じて差をつけているということはございません。

- ○服部座長 ありがとうございました。 あと、少し時間がございますが、どうぞ。
- ○長島委員 先ほど夏目委員のほうから、学校給食の実施率が上がってきた、これで100% 実施に早期になるようにという応援歌をいただいて、給食現場にいる者としては大変心強 く、ありがたく思っております。先ほどから子供の貧困や、食に起因する健康問題などさ まざまな課題に対しての御意見が沢山出ているところですが、学校給食は、そういった子 供たちのセーフティネットになっているところも大変大きいです。家庭の食では充分では なく学校給食1食をもってまともな1日の食事となっているような子どもたちもいますし、 中には家ではいろいろな料理がつくられ、並べられているのに、十分な食べ方をしていな

い、食育の視点に立って問題のある子どもたちもいるというような状況があって、望ましい食習慣を形成する上から学校給食は非常に重要です。そういう役目を担う学校給食が100%実施され、願わくは一日も早く義務教育における学校給食は、義務として行われるようにしていただきたいと思います。

そして、本日、大変荷物になり、事前にお話もしないで配布して申しわけありませんが、 私ども協議会の食育活動集をお渡ししています。これは、全国の栄養教諭、学校栄養職員 等が学校現場において給食を教材として、日々、取り組んでいる食育の事例ですので、ぜ ひ、目を通していただけたらと思います。紹介していますように、給食は学校における食 育の教材としての大きな位置づけを持っておりますので、全ての学校において、このよう な食育が行われるようになることを願っています。そして、それを担う栄養教諭がまだ十 分な配置となっておりませんので、国において、あるいはこういう組織・委員会を通じて 御支援をいただけたらと思います。

- ○服部座長 ありがとうございます。どうぞ。
- ○富澤委員 先ほど子供食堂の件について御質問いただき、ありがとうございました。

参加して驚いたことは、今回は子供食堂、食事に関しての開催、回数等に視点を入れて述べさせていただのですが、その場によっては、居場所としてはほとんど毎日のように居場所を提供しているところもありました。本当に頭の下がる思いでした。ただ、食事となるというところで、費用の面等での課題も多いところが私の中の印象に残りました。

もう1点、学校給食についてなんですけれども、100%を目指すことはとてもいいことだと思っておりますが、そこで、私の頭の中にぽっと浮かぶ子がいます。絶対に給食のない中学に行きたい、つまり、アレルギーでみんなと一緒のものが食べられなかった、6年間、我慢してきた、せめて中学校はお弁当でというような子も中に入るというところを視野に入れて、どうすれば100%を目指せるのかなというところも考えていただけたらと思います。以上です。

○服部座長 いろいろありがとうございます。

ただ、お時間の関係がございますので、この辺にさせてはいただきますけれども……そ うですか、どうぞ。

○濱田委員 鹿児島のから来ました濱田と申します。

学校給食のことは、鹿児島はほぼ100%でやっているので当たり前だと思っておりましたが、まだ中学校も100%になっていないところは、ぜひ、100%を目指してやっていただき

たい。というのは、共食というのが今、話題になっておりますけれども、皆さんで一緒に食べるよさが一番わかるのが、学校給食の場ではないかなと思っていることが一つ。あと、もう一つは、子供食堂のことで富澤委員のほうの最初のお話の中で、本当に来てほしい人になかなか来ていただけないというお話がありました。

今、教育委員会の中でも子どもの貧困ということで、いろいろと話題にしていろんな方々からご意見をいただくわけなんですが、学校という立場がどういう場であるべきなのかということをかなり議論しているところです。本日もいろいろな支援をしていただいている団体や地域、それから、家庭、こども食堂ネットワーク事務局なども一生懸命やっていただいていて、たしか鹿児島にも来ていただいたと思うんですが、そういったところで支援していただいている方々の取り組みや支援をつなぐ場であるのが学校であるといいのかなということがこの前、教育委員会の中でも話題になりました。

学校が一番子供たちの状況を把握しやすい、気づきやすいことや、服装であったり、給食の時間のおかわりの様子であったり、そういった日頃の生活の中で一番子供の状態がわかりやすい場であること、そこで、子供食堂とか、いろんな活動の支援の場を状況提供できるような、そういったプラットフォーム的な役割であるべきなんじゃないかということをうちの県のトップが申したわけなんですが、そういった学校の役割もこれから必要になってくるのかなと考えているところです。

以上です。

○服部座長 濱田委員、ありがとうございました。

今、いろいろな問題を抱えておりますけれども、また、前向きに対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。議題2の、健康寿命の延伸につながる食育の推進 について、事務局から資料の説明を願います。

○大隈参事官(農林水産省) それでは、議題の二つ目、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」ということで、まず、基礎資料を御説明させていただきます。大変恐縮でございます、一度、お目通しいただきました資料1−1、目標値の関係の資料をもう一度、お出し下さい。 資料1−1、重点課題3「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に関しまして、関連する目標値は七つございます。簡単に上から見ていきますと、⑨、一つ飛ばしまして⑩、⑫、⑬、最後の⑳は計画策定時から、若干のものもございますが、進捗しているものですが、他方で「⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎

日食べている若い世代の割合」ですけれども、これは3次計画策定時43.2%から現状値の28年度には数字が悪化しています。また、「⑪食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」につきましても3次計画策定時の数字より比べまして、若干ではございますが、0.2%、数字が減少しているという状況です。

目標値に向かっての推移というのをまず基礎資料として御説明させていただきまして、次に資料1-2でございますが、これも先ほど御説明させていただいた資料ですが、重点課題に対しまして3月に委員の先生方から御提出いただいた視点・ポイントについてまとめたものですが、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」については、16の視点をいただいております。

これがまず基礎資料になりまして、それから、また、資料が飛びまして大変恐縮でございますが、資料 6-1 を御覧いただければと思います。こちらは重点課題「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に関連いたします19の施策を一覧化したものでございます。こちらにつきましては、また、資料 6-2 で関係省庁から少し細かく御説明させていただきます。

続きまして、一つ飛ばしまして資料6-3の1ページをご覧いただければと思いますが、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」という目標がございますが、この目標に関連する施策、ここでは13の施策を関連するものとして挙げています。2ページ以下も同じように七つの目標につきまして、それぞれ、目標と、それから、関係する施策、その関連性を5ページまでにわたりまして示しています。以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、主な関係省庁より、それぞれ3分間程度でございますが、第3次計画策定を受けまして、より重点化した施策や、今後、重点化しようとしている施策等について説明を願いたいと思います。まず、消費者庁よりよろしくお願いします。

○西尾課長補佐(消費者庁) よろしくお願いいたします。申しわけございません、本日、 予定しておりました梅田が急遽、欠席となってしまいましたので、それぞれ、担当課から 御説明させていただきます。

まず、資料6-2の3ページを御覧ください。食品表示企画課が担当しているものから 説明させていただきます。取組の名称は、栄養成分表示に関する消費者教育です。 取組の内容につきまして、平成27年度に新たに栄養成分表示が義務化されました。この栄 養成分表示に関する消費者教育を推進するために、効果的な普及啓発のあり方や教育プログラムの検討を行っております。

平成28年度は、栄養成分表示及び保健機能食品に関する消費者教育媒体として、パンフレットを作成いたしました。また、そのパンフレットを用いて消費者教育を行う管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員等の実践者の方々が適切に活用することができるよう、ポイントや方法、効果的な普及啓発のあり方についてまとめた解説書を作成いたしました。本年度は、平成28年度に作成いたしましたパンフレット及び解説書を用いまして、地域に密着した教育プログラムを企画、実施、評価することを目的とした調査事業を現在、徳島県内で実施しているところであります。

私からは以上です。担当をかわらせていただきます。

〇横田課長補佐(消費者庁) 担当をかわらせていただきます。私の方からは消費者安全 課が行っています消費者庁のリスクコミュニケーションにつきましてお話をさせていただ きます。資料6-2の4、5、6、7ページです。食品の安全性について正確な基礎的知識を消費者の方々に持っていただき、みずから合理的な判断をしていただくために、さまざまな情報提供ですとか、意見交換会といった取組をしております。

資料6-2の4ページですが、こちらは関係府省の皆様と一緒にさせていただいている リスクコミュニケーションでして、平成29年度、本年度でございますと、例えば健康食品 に関するリスクコミュニケーションなどを12月13日に、東京都で行いました。

また、5ページですが、こちらは関係府省の皆さんと一緒に連携させていただきまして、 今年度は、宮城県、東京都、大阪で食育に関連して、食と暮らしの安全をテーマに親子参 加型のイベントに出展しております。

続きまして、6ページは、こちらは事業者の方と連携する形で、事業者の工場見学に参りまして、そこで大学生の方もしくは消費者団体の方ですとかと一緒に、食品の安全についてのレクチャーをさせていただくといったような取組をです。

7ページは、地方公共団体との協力ということで、こちらは放射性物質についての理解をしていただくということも含めまして、例えば福島県ですとかと共催して、リスクコミュニケーションを開催しております。

以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、文部科学省よりお願いしたいと思います。

○三谷課長(文部科学省) 文部科学省でございます。お手元の資料9ページになります。

日本食品標準成分表の件でございますけれども、これにつきましては平成27年12月に出されました七訂版、これがこれまでは5年おきに改訂していたということなんですが、利便性を考慮し、28年度、29年度と毎年、追補として公表しているところでございます。29年度、ここにもありますように、今月公表する予定でございまして、新規16食品を含む148食品を収載しております。今後とも所要の取組をしていきたいと考えています。

以上です。

- ○服部座長 ありがとうございました。続きまして、厚生労働省よりお願いしたいと思います。
- ○清野室長(厚生労働省) 厚生労働省です。

資料6-2の11ページを御覧いただければと思います。厚生労働省では、健康寿命の延伸に向けまして、まさに国民運動、健康日本21(第二次)を推進しているところでございます。資料には各事業という形でまとめております。

一つ目は、糖尿病予防戦略事業ということで、糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けて事業を実施しております。具体的に食育に関連する部分といたしましては、個人へのアプローチだけではなく社会環境ということで食環境づくりも重要になってきますので、糖尿病予防対策の一環として飲食店や食品関連企業と連携した主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を入手しやすい食環境づくりを自治体が行う際に補助しているところでございます。

ページをおめくりいただきまして12ページでございます。第二次健康日本21につきましては、その中で特に循環器疾患との関連で食塩摂取量の減少を目標に掲げて、普及啓発を行っているところでございます。また、食育の目標にもございますけれども、食品中の食塩や、脂肪の低減に取り組む食品企業、また、飲食店の登録数の増加を目標に掲げて、普及啓発を行っているところでございます。具体的には、食生活改善普及運動での啓発として自治体や企業の取組事例をウエブサイトで公表し、啓発を行っているところでございます。現在、第二次健康日本21につきましては中間評価を行っているところでございまして、また、中間評価を受けまして、より一層、推進していくように努力しているところでございます。

13ページでございますけれども、第二次健康日本21の推進の中で、重要なキーパーソンとなる行政栄養士の業務指針を平成25年に策定しておりまして、行政栄養士による健康づ

くり、栄養・食生活の改善の一層の推進を図るため、平成28年に行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるための参考資料を作成し、自治体に情報提供を行っております。また、平成29年度につきましては、市町村の行政栄養士を対象に人材育成に関するセミナーなどを開催しております。

ページをおめくりいただきまして14ページでございます。こちらは歯科の関係でございますが、8020運動・口腔保健推進事業として、8020運動や噛ミング30の推進も含めた歯科、口腔保健の推進のために推進事業を行っているところでございます。平成28年度、29年度、30年度に継続して行っていく予定です。

続きまして、15ページでございます。15ページにつきましては、地域高齢者等の栄養管理支援事業として、地域の中で生活している高齢者の低栄養予防を目的として配食を利用する高齢者が適切な栄養管理を行えるように、地域高齢者の健康支援を推進する配食に係る栄養管理のあり方について、平成28年度に検討会を立ち上げましてガイドラインを策定しております。平成29年度につきましては、ガイドラインを踏まえ、配食サービスの利活用の促進に向けて、配食事業者向けと配食利用者向けの支援のツールを作成し、その支援ツールを広く公表する仕組みを整備するということで、現在、検討を進めているところです。

ページをおめくりいただきまして16ページでございます。栄養ケア活動支援整備事業は、増大する在宅療養者に対する食事、栄養支援に対応するために、管理栄養士、栄養士の人材の確保に向けて、その拠点作りとして事業を行っております。平成29年度につきましては、地域における栄養ケアサービスの実践プログラムの作成や全国の栄養ケア体制の強化、あるいは地域包括ケアシステムの推進に向けたICTシステムを活用した在宅栄養ケアに関する取組などに対して補助をしております。

続きまして17ページです。国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすための運動として、スマート・ライフ・プロジェクトを実施しております。健康寿命をのばそう!アワードは、今年度で6回目の開催で生活習慣病予防分野で取組を行っている企業、団体、地方公共団体等の表彰を行っているところです。事例集の作成あるいはホームページへの掲載など情報発信を行っているところです。これにつきましては後ほど詳しくお話をさせていただければと思います。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして資料6-2、事務局より御説明願いたいんですが、農林水産省。

○大隈参事官(農林水産省) 資料6-2の続きを説明させていただきます。

19ページをおめくり下さい。平成12年に決定・公表されました「食生活指針」ですけれども、その後、食育基本法の制定、健康日本21の開始、和食のユネスコ無形文化遺産の登録、第3次食育推進基本計画の策定、こういった近年の食をめぐる動きを踏まえまして、平成28年6月に、文部科学省、厚生労働省、農林水産省で「食生活指針」を改訂いたしました。そして、都道府県へ通知する、あるいはホームページに掲載するなど、普及啓発を行っています。

続きまして、20ページ、こちらは「食事バランスガイド」です。これはご承知のとおり、 今ほど御説明しました「食生活指針」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年 6月に厚生労働省と農林水産省で決定したものですけれども、こちらにつきましてホーム ページですとか、それから、食育に関係しますさまざまな行事などを通しまして、情報提 供、普及啓発をしています。

20ページの平成29年度のところを御覧いただければと思います。平成29年度の一番下の小さいポツでございますが、この5月に閣議決定いたしました平成28年度食育白書におきまして、食事バランスガイドに沿った食事をする人ほど、脳血管疾患等による死亡のリスクが低いという研究結果をコラムで御紹介いたしました。

また、21ページ食育月間の実施ということで、月間の実施要綱に、「健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践促進」を明記しまして、28年度、29年度と行っております。 また、来年度もそういう形でと考えております。

また、22ページ食育活動表彰でございますが、本年度におきましても、健康寿命の延伸 につながる食育推進の取組の表彰を行いました。

○西課長(農林水産省) 続きまして、23ページから25ページまで御説明を申し上げます。 まず、23ページの「日本型食生活の普及等の地域における食育活動の支援」でございます。

先ほども御紹介を申し上げました、地域の魅力再発見食育推進事業で、地域の関係者が連携して取組食育活動について、2分の1の補助の御支援をさせていただいております。28年度、29年度を通じまして、内容といたしましては日本型食生活や郷土料理、伝統食、地域の伝統的な食文化等を普及啓発するための食育イベントや調理体験などの地域の活動や、地域において食育を推進するリーダーの育成講座といった活動への御支援をさせていただいております。

引き続いて24ページでございます。「機能性農産物を活用した健康都市づくりの支援」ということで、28年度から3カ年の事業を実施しております。地域の農産物等の機能性に着目して、健康関連の食市場を開拓していくという目的で、地域の皆様が地域の特産物を日々、摂取することによって健康づくりに資するとともに、地域経済においても地域の特産物の活用で、食を通じた健康都市づくりを行っていこうというものでございます。

具体的には取組の実績にございますが、まず、自治体、JA、大学、メーカー、小売事業者等、産学官の連携体制を構築していただいて、それぞれの専門知識を生かして地域の機能性農産物を活用したメニューや商品開発を実施、開発したメニューや商品等を活用して喫食試験によりまして健康効果を測定、その後、開発したメニューや商品が地域の飲食店で活用されて、地域の皆様に召し上がっていただく機会を恒常的に用意すると、そのような健康都市づくりをしていきましょうという取組への御支援でございます。

○添野課長補佐(農林水産省) 続きまして、25ページをご覧いただければと思います。 25ページにスマイルケア食の普及推進ということでございます。スマイルケア食につきましては、先ほど上谷委員から御紹介がありましたように、農林水産省としましては平成25年度から介護食についていろいろ議論してきたところでございます。介護食品の範囲をスマイルケア食では、一つ目といたしまして飲み込む機能に問題がある人向けの食品、二つ目といたしまして噛む機能に問題がある人向けの食品、そして、三つ目といたしまして食機能に問題はないものの、健康な体を維持し、活動するために栄養補給を必要とする人向けの食品という形で、三つのカテゴリーに整理しております。

この三つのカテゴリーに沿いまして、それぞれ利用される方が選びやすいように、それぞれ飲み込む機能に問題がある人向けの食品につきましては赤色のマークを、噛むことに問題がある人向けの食品につきましては黄色のマークを、そして、栄養補給を必要とする人向けの食品につきましては青色のマークというような形で制度の枠組みを設けまして、昨年から運用を本格的に開始したところでございます。

これにつきまして、スマイルケア食の商品の開発、普及をより一層推進するため、医師、 歯科医師など指導的な立場から、スマイルケア食の普及に関して特に影響を与える関係者、 そして、ケアマネジャー、ヘルパーなど在宅介護や病院、介護施設などで介護を実践する 関係者に対します研修会を開催しますとともに、普及ツールの作成を支援しているところ でございます。こうした普及ツールを活用しまして、関係者に対する研修会や展示会、ま たは学会等での講演会を実施しているところでございます。 私のほうからは以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。それでは、続きまして資料7ですが、厚生労働省よりスマート・ライフ・プロジェクトと、健康寿命をのばそう!アワードについて御説明願いたいと思います。

○清野室長(厚生労働省) それでは、資料7をお手元に御準備いただければと思います。 先ほど少しお話ししましたけれども、厚生労働省では、スマート・ライフ・プロジェクトを推進しているところでございます。これにつきましては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を、健康日本21(第二次)の目標に掲げておりまして、それをさらに推進するための国民運動として展開しているところでございます。この中の要素といたしましては、適度な運動、適切な食生活、禁煙・受動喫煙防止、健診・検診の受診というテーマがあり、各企業、団体、自治体あるいは個人の方が取組を行っていただくものです。

事業イメージというところがございますけれども、厚生労働省から各企業ですとか、団体、自治体の方々へ参画を呼びかけております。その中で社員、住民の方々の健康づくりのためのリーフレットや、ポスターを作成し、提供させていただいています。また、大臣表彰といたしまして、健康寿命をのばそう!アワードとして表彰を行ったり、あるいは健康寿命をのばそう!サロンとして、参画している団体の方々の交流、あるいは好事例の横展開を行っております。また、いきいき健康大使による各種イベントでの健康づくりの呼びかけをこの運動の中で行っています。御参画いただいている企業、団体、自治体の皆様等を通して社員や住民の健康意識の向上・促進、そして、各企業の社会貢献と広報活動として、社会全体での国民運動を推進しております。

ページをおめくりいただきまして、スマート・ライフ・プロジェクトが提案する3つのアクション+1ということで、適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診の、4つを推進しているところです。適度な運動として毎日プラス10分の運動、適切な食生活として毎日プラス一皿の野菜といったスローガンを掲げております。また、禁煙についてはたばこの煙をなくす、健診・検診については定期的に自分を知るということで、健診・検診の定期的な受診を促す内容で行っているところです。

次のページですけれども、健康寿命をのばそう!アワードとして、スマート・ライフ・プロジェクトに登録いただいている企業の方々あるいは団体、自治体の方々の取組を年に1回、表彰しています。これまで計6回、実施してきております。武見委員にも審査員として当初から御協力いただいているところです。

今回、事例として一部を抜粋しております。ページをおめくりいただきまして、第1回の表彰では食品メーカーの減塩の取組、製品自体の塩分をカットするということ、そしてまた、減塩に関する普及啓発を広く消費者の方々にも行っているということで、第1回目に食品に関するものでも表彰を受けています。

次が地域全体で糖尿病性腎症の重要化予防事業として、減塩の取り組みを行っている事例となります。

その次のページにつきましては、「メタボリCare」ということで、メタボリックシンドロームに着目して会社の食堂、そこで健康に配慮した食事を提供する事業になります。

6ページ目の第3回の受賞については、社食で進める生活習慣病予防、重症化予防ということで、社食で健康的な食事を提供したり、あるいは健康をサポートして常駐する栄養 士がメニューの選択のアドバイスを行ったり、セミナーやフェアを行うという事例になっています。

7ページにつきましては、職場と家庭の健康づくり運動ということで、健保組合の取り 組みの事例になります。食生活も含めまして、健診の受診のフォローアップを行うという ことで、会社、労働組合、健保組合の三位一体の活動を表彰しております。

8ページですけれども、食塩摂取量全国1位からの脱却ということで、山梨県食生活改善推進連絡協議会の方々の取組も表彰されています。

9ページにつきましては、「にいがた減塩ルネサンス運動」ということで、健康長寿に 向けた県民運動として取り組んでいる事例です。

10ページは、スーパーマーケットで減塩に取り組む商品開発からスーパーでの販売の展開まで、減塩の取組を行っている事例です。さらに連携して、ほかのスーパーマーケットへの事例の提供なども行っているものです。

11ページは、野菜を食べようという、足立区の取組で、保育園、幼稚園、学校等、あるいは地域と飲食店が協力して取り組んでいる事例となります。

最後、12ページですけれども、こちらは食品メーカーの取組で、減塩の取組になります。 塩分がほぼゼロの食品を開発し、また、それを用いて消費者の方々の減塩をサポートし、 生活習慣病予防の啓発も行う事例になっております。

スマート・ライフ・プロジェクトの中で、減塩の取組が非常に多くなっておりますけれ ども、食品企業や、外食産業の皆様の協力が不可欠になってきますので、業を所管する、 あるいは関係団体を所管する農林水産省また職場の健康という観点では経済産業省の方々 と今後も連携して、スマート・ライフ・プロジェクトを推進していきたいと考えています。 以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、事務局より資料8、食育白書や食育関係表彰における健康寿命の延伸につながる食育に関する取組について説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○大隈参事官(農林水産省) 資料8-1を御覧下さい。

資料8-1は最近3年間の食育白書で採り上げました、本重点課題に関連する取組29事例です。生活習慣病の予防ですとか、栄養バランスに配慮した食生活に関する取組等を幅広く採り上げております。

中でも、例えば11番から13番では、小学校、中学校、高等学校で給食や授業を活用し、また、保護者とも連携して栄養バランスのとれた食生活についての意識づけを、学生生徒のうちから進めていく取組、また、自治体においても積極的な取組がみられるところであり、例えば15番、福井県では外食・中食におけるヘルシーメニューを認証するプロジェクト、あるいは16番、長野県ではコンビニと連携して一定の基準に沿った健康づくり応援弁当の提供、あるいは17番、岩手県の保健所での減塩についての取組、こういった自治体の積極的な取組なども白書では採り上げたところです。29事例の全てをここで御紹介するのは難しいところですが、今後の議論に御参照いただければと思います。

また、資料8-2では農林水産省での食育関係表彰の中で、健康寿命の延伸につながる 食育の推進ということでの受賞6事例を挙げています。いずれも食生活改善推進員の方々 による取組で、子どもから大人までを対象にした生活習慣病予防のための減塩、あるいは 野菜の摂取を呼びかける取組、地域に密着した取組を表彰させていただきました。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして小松委員より資料9につきまして御説明を願いたいと思います。 〇小松委員 よろしくお願いします。資料9と、それから、今日、配付させていただきま した栄養ワンダーという小冊子があると思いますので、御準備をお願いしたいと思います。 今日は、日本栄養士会がどのような食育に関係する活動を展開しているかということをお 話しさせていただきたいと思います。

まず、資料9を1枚めくっていただきまして、栄養ワンダー、栄養の日・栄養週間というのを実は平成29年度に初めて設けました。それで、全国の管理栄養士、栄養士が実際に

国民の皆様にいろいろな形で栄養に関係するアプローチをしていくという、そういう作業と、それから、ここに書いています全国栄養士大会という大会をそれに記念して実施いたしました。

まず、栄養ワンダーという小冊子を全国およそ10万人の方に、管理栄養士、栄養士が直接渡しました。この栄養ワンダーは、食生活指針をベースにして、栄養士からエビデンスに基づいた食生活のあり方というものについてを簡単にまとめた小冊子でございますので、ぜひ、後でお読みいただければありがたいと思います。こういった栄養ワンダーという派手な大会ですけれども、こういったものをやるということになったのは、実は栄養ということについてもっと真剣に、積極的に国民の皆様に知っていただきたいという、ところからスタートいたしました。3ページ目は10万人を対象にした食育イベント、栄養ワンダーということで、全国585カ所、イベントの参加者は9万9,356人ということですけれども、こういうメンバーで実際に7月25日から9月3日にかけて実施いたしました。

この活動のベースになるのは、4ページに書いていますけれども、最近の栄養の課題といいますのは非常に複雑、多様化しております。それで、食べ過ぎてはいけないというような時期の方もいれば、もっとしっかり食べてもらわないといけないという時期の方もいるし、あるいは若い女性の最近の痩せの問題であるとか、さまざまな課題があるということで、栄養障害の二重負荷状態になりつつあるという認識でございます。したがって、健康寿命を延伸するためには、一人一人に合った栄養的なアプローチというものが必要になってくるだろうということでございます。

5ページは、それを簡単に図式化したものですけれども、健康寿命にかかわる多様な栄養課題というのは、さまざまなライフステージで存在しております。そういったものに対して、自分たちはどういうふうな活動ができるのか、あるいはどういうふうに国民の皆様に訴えていったらいいのかというのをしっかり議論しているところでございます。

それで、6ページには全てのライフステージにある、そういったさまざまな課題について、右端にどのようなところに管理栄養士、栄養士が就業しているかということを書いております。非常に多くのところに実際に就業していまして、いわゆる専門職としての活動というものを展開しているところでございます。

次のページ、7ページを見ていただきたいと思います。当然なんですけれども、私たちは全ての健康状態の方々にかかわっております。健康づくりはもちろんですけれども、地域一般病院・診療所、あるいは入院治療のところ、あるいは介護の分野といったようなと

ころで、専門職としてのさまざまな活動を展開しているわけでございます。こういったものを通じて、健康寿命の延伸、それから、人々のQOLの向上、健康な人々の増加をめざして、真剣に取り組んでいるということでございます。

その一例として最近では、先ほど厚生労働省のほうからも御案内のありました地域包括ケアシステムでの管理栄養士というのは、どういう役割を持っているか、今後は恐らく施設の医療・介護だけではなくて在宅へ移行していきます。その中で、自分たちがどのような活動をしていくのかということを示したものでございます。地域ケア活動にしっかり参加して、食の営みを支える社会システムの中にきっちり組み込んでいくという形で、地域の人々の傍で貢献していきたいと考えております。

次、9ページですけれども、そういう意味で、日本栄養士会は地域密着型の拠点として 栄養ケア・ステーションの整備を進めております。これは現在、全国で237カ所に設置させ ていただいておりますけれども、今後は地域の在宅でのかかわりというものが増えてまい ります。したがって、例えば管理栄養士が就業している診療所でつくられる栄養ケア・ス テーション、あるいは管理栄養士が自分たちで起業する栄養ケア・ステーション、企業、 コンビニ、大学等で実施する栄養ケア・ステーション等、さまざまな形で、その中に管理 栄養士がしっかり入って地域住民の方々に貢献していきたいと考えております。

最近では、厚生労働省様からの栄養ケア活動支援整備事業として、栄養ケア寄り添い型ソリューション事業ということで、よりソリプロジェクトといいますけれども、そういった活動もやっているということと、最後のページは、我々日本栄養士会という職能団体の役割としては人材育成でございます。例えば、特定保健指導、静脈経腸栄養、在宅訪問、公認スポーツ栄養、食物アレルギーといった特定分野の認定管理栄養士、栄養士、それから、医療を中心としてがん、腎臓病、糖尿病、摂食嚥下リハビリテーション、在宅栄養などの領域の専門管理栄養士等、さまざまな専門分野に特化した高度な活動ができる管理栄養士の養成も実施しているところでございます。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

続きまして、武見委員より資料10につきまして御説明願いたいと思います。

○武見委員 ありがとうございます。資料10、縦長のものです、「健康な食事・食環境」 推進事業の概要ということで御説明させていただきます。

この事業の全体は、外食、あと、お弁当などの中食、それから、事業所給食で健康な食

事、つまり、主食、主菜、副菜がそろう栄養バランスがとれた食事を、継続的に健康的な環境、その意味は栄養情報の提供を伴うこととか、あとは受動喫煙防止をしているなどですが、そのような店舗や事業所の認証を行う制度を立ち上げましたので、今日、御紹介させていただきます。

これについては、私が理事長を務める日本栄養改善学会、約6,000名の会員の学会ですけれども、そこが呼びかけて日本給食経理管理学会と合同でワーキングを立ち上げて、約1年半ほど準備をしてまいりました。「健康な食事」の基準は、平成27年9月に厚生労働省健康局長通知として示された、その下に表のような色刷りの部分がありますが、そこにありますような生活習慣病その他の健康増進を目的として提供する食事について(目安)を基本に、これに加えて日本人の食事摂取基準(2015年版)、それから、健康的な食事パターンの先行研究などを参考として、さらに給食会社4社の1カ月間の実際に提供されているヘルシーメニューの献立分析なども行いまして、認証基準を策定いたしました。

めくっていただきますと、その認証基準の詳細があります。詳細に説明していますと時間がなくなりますので、右側が全体の認証基準です。上のほうの三つぐらいの箱が必須項目で、この必須項目を満たしていただくと☆が一つ、下のほうの選択項目をさらに5つとか、10個とか増えていくと、☆も2つ、3つと増える一種のミシュラン的な、そういうものを考えております。

必須項目の一番上の I 番、「健康な食事」の基準ということで、1番、「健康な食事」 (基準に合った食事)を毎日提供している、ただし、これは1種類でよいということにしています。その基準は何かというのが右側の添付資料2になります。先ほど申し上げたように、健康局長通知の中にあった食事の目安というものを基本にしながら、食事摂取基準などを参考にして示しておりますが、下にあるパターンというのは、実際に事業所給食を80メニューほど分析した結果、いわゆる主食、主菜、副菜、汁もつくことがあるんですが、というパターン以外に、意外に主食と主菜、副菜が一緒になったパターンも多いということもわかってまいりました。そういう意味で、現実的にやりやすい食事パターンを示しております。

また、上の箱の中に(1)番から(5)番まで入れてありますけれども、(5)番のところには、特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材は使用しないことという基準も入れております。つまり、特定保健用食品とか、機能性表示食品については別に国の制度がございますので、そちらでやっていただければいいということで、ごくごく普

通の食材をバランスよく使った食事を提供しているものを認証していくということです。 適量なエネルギー量で多様な食品を組み合わせた食事、いわば日本型食生活とほぼ一致す ると思っていますけれども、そういう食事を毎日、出しているお店を認証していこうと、 そういう考え方です。

1枚目に戻っていただいてよろしいでしょうか。これをどこが認証するのかということで、ポツの三つ目、太字で書いてあるところですが、「健康な食事・食環境」コンソーシアムを設置いたしました。このコンソーシアムが審査と認証を行います。そこに参加している学会は、日本栄養改善学会、日本給食経営管理学会に加えて、生活習慣病関連の日本高血圧学会、日本糖尿病学会、日本肥満学会と、地域の健康づくりを担っている日本公衆衛生学会、さらに健康経営とのリンクを考えておりますので、健康経営研究会、一応、今の段階ではこの7つがコンソーシアムに参加しており、ここで審査を行ってまいります。今年9月に事業開始を宣言いたしまして、来年9月に第1回認証を行うことで4月から申請を受け付ける予定です。

先ほど御紹介があった厚生労働省のスマート・ライフ・プロジェクトの登録団体として、このコンソーシアムを申請予定です。スマート・ライフ・プロジェクトの目標と一致するものと考えておりますので、そういう形で認証を進めていきたいと思っております。また、広報に関しては、その下にある一般社団法人Luvtelli、これはさっき農林水産省の前半の多様な暮らしのところの既に食育白書に載っている活動をやっている団体ですけれども、まるのうち保健室でのさまざまな、そこで広報していただくとか、あと、外食に関しては株式会社ぐるなびと連携して、ホームページとか、「ぐるなび通信」という雑誌を使った形で、外食店や一般国民への広報活動を展開していく予定になっております。

健康な食事といっても、なかなか、堅いイメージというかがありますので、9月に事業開始を宣言して通称を公募しましたところ、542件の応募がありました。それを今週に決めまして、具体的な認証マークなどもつくっていく予定です。実施は来年4月からが本番になりますけれども、その前の平成30年、来年年明け、多分、2月以降が中心になりますが、東京丸の内周辺の飲食店、これにつきましては三菱地所さんが中心に行っている食育丸の内様に御協力いただいて、そこの飲食店のいくつか、あとは事業所給食、多分、5~6社になりますけれども、そういうところで試行的に始めます。これらの実施によってお客様の反応であるとか、実施状況なども確認しながら、本番に向けて進めていきたいというふうに考えております。

このような取組は、1枚目の一番下ですけれども、第3次食育推進基本計画の重点項目、 先ほど参事官から御紹介があった番号でいいますと、⑨番から⑩番のうちの⑨、⑩、⑪、 ⑫あたりにまさに貢献するものと考えております。特に⑩番の若い世代での主食、主菜、 副菜を組み合わせた食事、1日2回以上のものというのがかなり43.2から39.34まで下がってきていますけれども、こういう方が日常的に職場で食べる社員食堂あるいはお弁当などが、きちっと主食、主菜、副菜がそろうようなものが提供されるような仕組みになっていて、そういう利用が増えていけばいいなというふうなことを考えております。したがって、 食育の目標値達成にも寄与することができるのではないかと考えておりますので、今日、 御紹介させていただきました。

一番最後に資料をつけましたのは、実は色が落ちているんですけれども、こういう形の チラシのような全体がわかりやすいものをつくっておりまして、いろいろな場所で、今、 啓発をしております。もし、普及できるそういうところがあれば、また、お知らせいただ ければお送りいたしますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

ここまでの御説明等で、御質問、御意見等がございましたら、お時間にしますと30分、時間がございますので、マイクをお持ちいたしますので、挙手をしてお名前を言っていただき、御発言願いたいといと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。 栄養士会の取組もそうですし、今のこれからの食のあり方の中での提案、すばらしいと思います。どうぞ。

○上谷委員 恐れ入ります。日本食生活協会でございます。

厚生労働省の方にお尋ねしたいのですが、大きな項目の中で、地域高齢者等の栄養管理 支援事業というのが、委員会が立ち上がっていることは存じ上げているのですが、これに つきましてその後、どういう前進があったのか、現在のこれの利用率を企業への栄養改善 のためだけ、栄養管理のためなのか、それとも地域における老人への指導、支援というこ ともその枠の中にお考えなのか、お伺いしたいと思いますし、今後、この目標についてあ わせてお尋ねしたいと思います。

既に全国社会福祉協議会におきましては、各市町村で一部、助成金を出しながら、高齢者における配食サービス事業が全国で行われているのです。そういう中で、今、これを今度は配食サービス利用者の企業向け、もしくは利用者向けという形になったときに、企業

向けとはどの枠までを企業と考えているのかなど具体的に出ていればお伺いしたいと思います。

○清野室長(厚生労働省) 厚生労働省です。

今の御質問につきまして、昨年度、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を策定しております。それと同時に、都道府県等に通知を発出しております。配食事業者の方々には、ガイドラインを踏まえて、配食をより高齢者の方々にとって栄養バランスがとれているもの、あるいは摂食嚥下機能が落ちている方に対しては、そういった配慮もしているような内容で提供していただけるように、なるべく努力してほしいということでガイドラインをつくっております。また、都道府県宛には配食事業を通じた社会環境の整備ということで、ガイドラインを踏まえて、適切な栄養管理に取り組む配食事業者の情報収集に努めていただき、市町村の求めに応じまして、介護サービス情報公開システムというものがございますので、そこに事業者を登録していって、情報提供していただきたいと考えています。

社協さんですとか、いろいろな団体あるいは事業者、企業も含めまして配食の取組をしているところがありますけれども、高齢者の方々、により適切な配食サービスを提供していただくというためのガイドラインですので、まず、それを啓発をしていただいているところです。今年度につきましては、高齢者の方々が配食を注文するときに、どういったところに注意して手配したらいいのか、あるいは配食の事業者の方が例えば摂食の機能、嚥下の機能が低下し、やわらかいものしか食べられないことを配食の事業者がガイドラインに基づいてお聞きすることがありますよ、といったことですとか、あるいは配食を注文するときには、こういったところを確認してくださいねということの普及啓発資料、こういったものもあわせて今年度、作成しているところです。したがって、事業者の種類としては社協さんも入りますし、民間企業も含めての配食の事業として捉えています。

○服部座長 いかがですか。

○上谷委員 この事業自体について、今、申し上げましたとおり、全国社会福祉協議会が本当に全国で展開しているんです。この委員会に、この老人のほうの、高齢者の、ぜひ、そのメンバーを一人、加えてくださいというふうに、清野室長がお見えになる前に頼んだ記憶があるんですけれども、お入りになったのかどうか、全国で展開するには、そこが合意すれば、即、普及はうまくいくんじゃないかと思います。また、私が知る限りでは、社会福祉協議会が提供していたとしても、栄養士が必ずそのメニューについてはチェックし

ていらっしゃるという経過は拝見しております。

私どもも以前、こういう高齢者における配食サービスの全国のお弁当の値段の調査をしたことがあるんですけれども、なかなか、そうはいっても20%ぐらいしか、それを活用していらっしゃるところがなかったという結果がありますから、これからはそういうのが必要になっていくだろうというふうに思いますので、今、現にやっているところ、これからやろうと考えておいでになるところ、その辺をどのように御指導いただけるか、大変期待するところではあります。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。どうでしょうか。

○小松委員 先ほどの高齢者もそうなんですけれども、摂食とか、嚥下とかに問題がある方に対する食事の提供のあり方というのは非常に多くの課題があります。それで、スマイルケア食もそうですし、恐らくガイドラインのほうもかかわってきますし、それから、例えば医療から介護関係の施設に移動されるときとか、あるいは家に戻られる方、そういうときにどういう食事がその人にとって適当なのかというのを提供するときの一つの標準化された方法というのが必要になると思います。最近、日本摂食嚥下リハビリテーション学会でガイドラインが出ていますけれども、そういったものとうまく全体的に整合性をとっておかないと、うまく伝わらない可能性があるんじゃないなというのが気になっているところなので、ここで議論すべきかどうかわかりませんけれども、ぜひ、御検討いただきたい。

それから、先ほど申し忘れたんですけれども、栄養の日なんかでたくさんの団体様に後援していただいています。それで、これから先、ここに参加されている団体様にも声をかけさせていただきますので、いろんな形で全国的な活動にしていきたいと思っていますので、ぜひ、御協力をお願いしたいと思います。食育月間等に対しても、我々としても一生懸命やりたいと思っていますので、ぜひ、そういうものがいろんな形でイベントが行われると、それはそれで重要な啓発活動になってくるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

- ○服部座長 どうぞ、武見委員。
- ○武見委員 今の高齢者のことに関しまして、このガイドラインづくりで私は検討会の座 長をやりましたので、一言、補足を。今、小松委員がおっしゃったことも上谷委員がおっ

しゃったこともとても大事なことです。今回、整理した中で、まず、今回の整理はいわゆる介護保険制度の中での食事サービスだけではなくて、民間事業者に一般の方が頼まれて やる、その両方を視野に置いた形で、どういう栄養管理がいいかということをしています。

その中で、まさにきちっと喫食者のアセスメントが十分に行えていない状況も見えてきました。それから、フォローアップについてもまだ十分ではない。そういうことについて、 最低、こういうことをまず聞き取っていきましょうというか、こういうアセスメントをしましょうというガイドラインをつくりました。

その中では、当然、既に医療にかかっている方は医療機関との連携が必要で、かかりつけ医師にきちっと確認するとか、いろんなことを書き込んでいますので、まずはその大枠を整理したというふうに御理解いただいたほうがいいかもしれません。そこから先のもう一つ詰めていく段階では、先生がおっしゃるようないろいろなことを精査していく必要があるのではないかと考えております。

- ○服部座長 ありがとうございました。ほかに。どうぞ。
- ○田村委員 歯科のほうからですけれども、ただいま、いろいろお話しいただいたことに 大変賛成ですけれども、先ほどおっしゃられたように、高齢者の口腔機能低下の場合は誤 嚥や窒息ということがありますので、十分、そこに配慮したことを踏まえた上で、広げて いくということで関係各省が進めていらっしゃると思います。また、一方でどこの分野に 今回、入るかわかりませんけれども、障害のお子さんのほうの摂食嚥下機能の不良さに関 しても同様に、食育の中で少し取り組んでいけたらと思いますので、高齢者もそうですが、 小児のほうも食品、食形態の名称統一ということが学会のほうで今、進んでおりますので、 そういった統一見解を持って進んでいくのではないかと期待しております。

以上です。

- ○服部座長 ほかにないでしょうか。どうぞ。
- ○瀧本委員 瀧本です。1点、農林水産省さんのほうでスマイルケア食で、嚥下が困難な 方には赤いシールということで伺ったんですけれども、特別用途食品の嚥下困難者用食品 とのすみ分けといいますか、切り分けはどうなっているのか、教えていただけましたら幸 いです。
- ○服部座長 どうでしょうか。
- ○添野課長補佐(農林水産省) 今、御質問のありましたスマイルケア食については、赤

色、黄色、青色の3種類があります。赤色のマークにつきましては、既に制度としてできております特別用途食品の表示許可制度、こちらのほうの許可を得た商品について赤色のマークをつけるという運用を今現在しているところでございます。

○服部座長 よろしいでしょうか。

それでは、御発言がまだない方に振らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。 上田委員、お願いします。

○上田委員 今日、食育のこちらの会議には久々に参加させていただきまして、大変失礼 を申し上げました。

今日、最初、冒頭にありました五つの重点課題という項目の中で、なかなか難しいなというふうに感じましたのが特に重点課題3のところで、いわば健康寿命の延伸ということなんですが、この領域というのは先ほど武見委員とか、あるいは小松委員がおっしゃっていましたが、主食、主菜、副菜を例えば1日2回以上、食べるという世代の割合は4割を切っちゃっている。これは何となくわかるんですよね。多分、何らかの形で、もちろん、嗜好性の問題もあるし、それから、むしろ、自分の体に何らかの将来の不安がありますと、こういう食生活に結果としてなってしまうことになる。これは健常者の方であれば、このとおりなんですけれども、既に何らかの自覚症状のある方というのは、多分、こういう生活にならざるを得ない方もたくさんいらっしゃる。

それから、もう一つは定量項目といいますか、例えば食塩の摂取量とか、糖質の摂取量とか、こういう要素というのがただ食べればいいというものではなくて、多く食べれば、 先ほど武見委員のほうから非常にわかりやすいガイドが出ていましたけれども、例えば先ほど小松委員もおっしゃっていましたが、学校給食一つをとっても部活をやっている子とやっていない子の摂取量って多分、一律でいいわけがないと思うんですよ。

必要カロリー量は、中学生とは次元が違うかもしれませんが、最近の東京六大学の東大野球部は1日5,000kcalをとりなさいと、これで体をつくるんだという、こういう方針もあるわけです。ですから、部活をやっている子というのは、恐らく学校給食では全然足らないと思うし、逆に比較的身長が低いとか、体重が少ない方ですと非常に過剰摂取になってしまいがちだと。そういう中で、なかなか、ガイドですから、あくまである一定の基準値の中でおさめるというしか、出しようがないとは思うんですけれども、このあたりがまさしく多様性といいますか、ここでどういうふうな形で食育という観点から、もっと普及できたらいいのかなというのが一つございます。

それから、もう一つは中学校の学校給食の実施率が90%ということで、先ほど予算の関係とか、90%を超える、限りなく100にはなかなか近づけない事情がそれぞれおありだと思うんですが、どうしても内製化できないところは委託に頼らざるを得ない。委託になりますと、最近のニュースなんかでも、いわゆるまずい給食とか、むしろ、給食を食べることが苦痛になってしまうみたいな、こういうことが結果として起きてしまったり、五つの重点課題の中にもありますように、一方では学校給食ですから、ある一定のコストの中でおさめなければいけないという宿命を負っていますので、国産のものを使ったり、地場のものを使えばコストは絶対に上がるわけで、このあたりのこだわりというのと両立をどういうふうにしていかなければいけないのかということが、すごく改めて非常に難しい問題だなと。

ただ、一方では国産の農産物なんかでも、産地によりましては多少の傷があって大量の 廃棄が出ている、これも現実ですから、これらのものをうまく活用していけば、恐らく資 源的な無駄とか、あるいはコスト上のセーブだとか、このあたりができてくるのかなとい うのをつくづく感じました。

まとまらない意見で申しわけありませんが、以上でございます。

○服部座長 今、いただいた意見をまた参考にさせていただきながら、我々は進みたいと 思います。

ほかに。どうぞ、北川委員。

○北川委員 日本PTA、北川でございます。全体的なことでよろしいですか。

意見なのですが、前回第3回の委員会で情報発信について少し発言させていただきました。それに対して参考資料3の、ホームページのバナーの追加ということで、大変わかりやすくなったと思っております。ありがとうございました。もう一ついえば、パンフレットに直結するような、クリックすればパンフレットが出てくるような、そういう仕組みがあればわかりやすいかなというのが一つございました。

早寝早起き朝ごはん運動についてなのですけれども、我々保護者・先生の中で、食育の中で大きな役割を担っていると思っています。その考え方をもとにして、脳科学の分野からもセロトニンの重要性などがうたわれまして、非常に浸透してきていると思っています。 先ほど12年目を迎えたというお話があり、本当にありがとうございます。

これは子供の望ましい基本的生活習慣をということで、子供に特化した協議会かと思っていますが、健康寿命の延伸にも、十分、つながってくるのではというふうに思います。

簡単に考えているのかもわからないのですけれども、難しい言葉は排除して、キャッチフレーズ的な「早寝早起き朝ごはん」みたいな、協議会が全体を通じて立ち上がっていく機 運があっても良いかなと感じました。

意見でした。ありがとうございます。

- ○服部座長 ありがとうございました。それでは、川井委員、お願いします。
- ○川井委員 時間が押しているのにすみません。

全体を通しまして食育とか、いろいろで私たちJAグループは食農教育としまして、アグリキッズスクールやチャグリンスクールなど、全国で10万人以上の参加があり、そしてまた、料理教室等も15万人以上の参加でやっております。こういう活動は年間を通して1回、単発で終わるというものではなく、つくることから、そして、食べることと、まさに食育につながっていろんなことを学びながら、毎回、シリーズとしてやっているので、こういう出前授業等、私たちJAグループには食や農業の大切さを伝えられる人がたくさんいるんですけれども、学校の食育の場には、なかなか、入り込めない部分もあります。そこに一定の講座や研修などの講師の登録などができるような制度があれば、もっともっと、私たちが生かせる部分もあるではないかなと思っております。

そして、1-1の資料の部分の農林漁業の体験という部分、この体験をしながら、また、食育を勉強するという部分を本当に私は年間を通してやっているんですが、最終目標は40%以上ということで、ほかの目標より非常に数値が低いですので、この辺がもうちょっと、みんなが体験することによって日本の食材、自分たちの食材がどういう役割を果たしているのかということがもっと学べるのではないかなと。数値はもうちょっと高くてもいいんじゃないかなと思いました。

6-1の資料の部分で、日本型食生活の普及等の地域における食育活動の支援と、その下の機能性農産物を活用した健康都市づくりの支援という部分も、地域の農畜産物を生かした食ということで、ぜひもっともっと、力を入れて国はやっていただきたいと思います。私たちも農家ですので、つくっている農畜産物が生かされ、地域の伝統食が見直されるよう食育には積極的に取り組んでおりますが、なかなか、皆さんに知っていただけない部分もまだまだあります。一緒に自給率がなんとか(他の先進国並みに)上がって、日本型の食生活が普及されたらもっといいなと思いますので、その辺に力を入れていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○服部座長 ありがとうございました。

お時間があるんですけれども、では、まず、阿久澤様。

○阿久澤委員 大胡第2こども園の阿久澤と申します。保育所また、こども園ということで参加させていただいております。

まず、早寝早起き朝ごはん、この運動は大分前からやっており、園でもそれを基本と思って取り組んでいます。しかし、今、すごく家庭生活が乱れているというか、なかなか、夜遅くまで寝つかない子どもが増えてきているんですね。私がたまたまヨーロッパ(北欧)のほうの保育所の方とお話をしたことがありまして、そちらでは何時ごろ寝ていますか?と質問した時、心証をよくするために本当は10時以降でもなかなか寝つかない子がいるというのは知っているんですけれども、1時間ぐらいサバを読んでこちらでは9時ごろですかねと言ったら、虐待ですと言われましたね。あちら(北欧)のほうでは8時には子どもは寝るというお話をしていて、まさに早寝早起き朝ごはん、しっかり子どもの教育をしているんだなというのを感じました。

家庭で父親の帰りが遅かったりとか、ただ、それだけではないような気がします。ゲームをしていたり、遅くまでテレビを見ていたり、親になかなかこちらの意図が浸透しないのがとても残念ですがそんな現状を抱えております。うちのこども園や保育所は勿論、必ずどの園でも早寝早起き、朝ごはんをしっかり食べて登園しましょうねというのを合言葉にしておりますので、これからもこの活動を続けていきたいと思います。

あと、もう1点は親子での食育体験活動をというのが盛り込まれていたので、これはま さに親子で楽しみながら、また、食育に触れていくというのはとても素晴らしいことなの で、これからもこういう部分をもっともっと膨らませていっていただきたいなと思ってお ります。

○服部座長 ありがとうございました。

では、時間の関係がございますので、今日はあとお一方、すみません、どうぞ。

○滝村委員 ありがとうございます。パパ料理研究家の滝村と申します。

いろいろ、さまざまな食育活動を皆さんがされていらっしゃる中で、私も9年ほどお父 さんと子供とか、お父さんの料理教室をやっていて一番の課題がイベントで終わってしま うんです。食育ということを言って、そのときはとても楽しくて、よくわかった、でも、 それが家に帰って定着しないという、こういう繰り返しがすごくあるんじゃないかなと思 います。そういう意味では、皆さんのところでやっていらっしゃるいろんなイベントとか、 いろんな教室も含めた中で、どうやって、それが家庭にちゃんと定着していくのかというようなところのフォローアップの事例というのをとっても知りたいなと思っています。

そんな中で、今日、皆さんにチラシをお配りしてもいいということだったので、私の活動なんですけれども、パパの料理塾というお父さんのための料理教室をこの11月に始めまして、私の思いについては表面のところの文章を見ていただくと、わかるんですけれども、裏のところに今回、イベントに終わらない、どうやったら気づきから習慣化するまでになるかということで、今年11月から実施しているんですけれども、今のところ、1カ月で全く料理をしなかったお父さんがめちゃめちゃ料理をするようになっています。

何が大事かというと、終わってから2週間以内に復習料理ということで、SNS上のグループの中につくった料理をすぐにつくって報告しないといけないんです。それに対して参加したお父さんがいいね、いいねというふうに褒め合うと、やっていないお父さんがやらないと、まずくてどんどんやり出すんです。物すごい熱量がありまして、結果的にはそれが家族に喜ばれているということで、習慣化をするためには楽しくて、みんなに発表して、それを宣言して習慣化していくという、この繰り返しをしないと、多分、お父さんが料理教室にイベントで参加して、それで終わってしまうということがあるんじゃないかな。なかなか、自治体とか、そういうことで、ここも長い活動というのはできないんですけれども、料理教室の場所でやるのではなくて、自宅のキッチンで料理をするということが一番重要なので、その仕掛けをしたいなと思っています。

今、ちなみに、送り出してもらっている奥さんに一番好評なのは、お父さんたちにパパ留守番チケットというのを渡しています。これは何かというと、そこに奥さんの名前と奥さんが日付を書けば、その日は1日、奥さんは外に遊びに行っていいと、お父さんが家で留守番をやって料理をつくって、子供の面倒を見るという留守番チケットを渡していますので、お父さんが家にいながら、年末、奥さんが外に忘年会に出ると、そういうような家族が増えることが僕は食育の一歩なのかなというふうに思っています。なので、ぜひ、習慣化をさせているような事例がまたあったら共有いただければなと思います。

以上です。

○服部座長 どうもありがとうございました。

まだまだ、実は御意見をいただきたい方もいらっしゃいますけれども、また、次回に回 したいと思いますので、どうぞ、次は倍ぐらい話していただきたいと思います。すみませ ん、それでは、今の御意見等はこれで打ち切りにさせていただきます。本当にありがとう ございました。

最後に、事務局から連絡事項がございますので、よろしくお願いしたいと思います。 ○大隈参事官(農林水産省) それでは、連絡事項とあわせて参考資料3を簡単に御紹介 させていただきます。

先ほど北川委員からもご発言いただきましたが、前回の委員会の中で、各府省は統一して情報発信をしっかりとやっていくべきという複数の委員から御意見をいただきましたので、まず、農林水産省のホームページに「食育の推進」というバナーを追加いたしました。ここをクリックしていただきますと、2ページ目にいきまして、ここでさまざまな食育に関係する情報を採り上げておりますが、その中で「関係府省庁の食育」を新たにつくりまして、ここをクリックしていただきますと、3ページ目でございますけれども、関係府省庁の施策にアクセスできるという工夫をさせていただきました。

あわせまして、こちらにあります厚生労働省、食品安全委員会、文部科学省、消費者庁、 内閣府、それぞれのホームページに「食育の推進」というバナーを張っていただきまして、 そこをクリックするとこの3ページにアクセスできるということで、関係府省庁で情報発 信に力を入れていきたいと考えております。

それから、参考資料3の4ページですけれども、これは農林水産省のトップページですが、一番上に「キーワード」というものがございまして、ここにキーワードとして「食育」を追加いたしております。どうぞ、食育関係の施策を十分に御活用いただければと考えております。

また、事務連絡といたしましては、委員会の次回の開催でございますけれども、改めまして連絡させていただきます。また、今回の議事録につきましては、委員の皆様にお諮りした上で、ホームページにおいて公表することとしておりますので、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○服部座長 それでは、以上をもちまして第6期第4回食育推進評価専門委員会を閉会させていただきます。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後4時00分 閉会